

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（復興庁）

項 目 名	帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	<p>【制度概要】 原子力災害により避難指示が出されていた区域（以下「避難指示解除区域」という。）や現在整備が進む特定復興再生拠点区域において、空き地等の有効活用を促進し、生活環境の向上、賑わいの創出を図るため、帰還・移住等環境整備推進法人が行う土地等の集約化のために、当該法人に土地等を譲渡した場合に、当該土地等に係る国税についての特例措置を講じている。</p> <p>【要望の内容】 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域内において、帰還・移住等環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（※）の適用期限を3年間延長する。</p> <p>※課税の特例の内容 所得税：2,000万円以下の部分について税率を軽減（本則15%、特例10%） 法人税：5%の法人重課の適用除外とする。</p> <p>【関係条文】 （所得税） 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第2項</p> <p>（法人税） 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の10第2項</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>避難指示解除区域や現在整備が進む特定復興再生拠点区域において、空き地等の有効活用を促進し、生活環境の向上、賑わいの創出を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還及び新たな住民の移住等を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>原子力災害により深刻かつ甚大な被害を受けた福島復興及び再生については、福島の置かれた特殊な諸事情と、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきであるとの考えの下、福島復興再生特別措置法に基づき、法や税の特例措置、予算措置等の各種施策を講じている。</p> <p>そのなかで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月までに、将来にわたって居住を制限することを原則とした帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除されたこと ・帰還困難区域内においても、福島復興再生特別措置法の改正（平成29年5月）により、避難指示を解除し、居住を可能とする特定復興再生拠点区域の整備が進み、令和4年6月に葛尾村及び大熊町、8月に双葉町と同区域の避難指示が解除され、富岡町、浪江町及び飯館村の同区域については、令和5年春頃の避難指示解除を目指し整備を進めていること <p>を踏まえると、これまで避難していた住民の帰還等に向け、商業、医療・介護、コミュニティ形成等の生活環境の整備に係る施策の重要性がより一層高まっている。</p> <p>また、令和3年4月に施行された改正福島復興再生特別措置法においては、住民の帰還に加え、新たな住民の移住・定住の促進に資する施策が福島復興再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の対象に追加される等、新たな住民の移住等に向けた生活環境整備も重要となっている。</p> <p>しかしながら、多くの被災市町村においては、住民の帰還等が進まず、家屋解体等の進展により、空き地等が多く存在し、地域の活力の低下、景観の悪化等、生活環境の向上や賑わいの創出に当たって課題となっている。</p> <p>当該市町村における空き地等の所有者は、既に避難先で生活基盤ができていることが多く、潜在的には売却、賃貸等の意思を持ちながらも、長期避難の影響で土地利用ニーズが極めて小さいことや、手間に見合うだけの価値が見込めないといった消極的な理由で保有している状況にあるため、自然状態に委ねていても、当事者による利活用に向けた積極的な行動を期待することは難しい。</p> <p>このため、行政や、行政に代わって多様なニーズに応じてまちづくり活動を行う帰還・移住等環境整備推進法人が、空き地等の利用の意向や動向を捉えた上で、種々の事業に取り組むことが求められる。</p> <p>このような観点から、帰還・移住等環境整備推進法人がより円滑に業務を遂行すべく、住民等が当該法人に土地等を譲渡等する場合のインセンティブを与える必要があり、特例措置を延長する必要がある。</p>	
	<p>今回の要</p>	<p>合理性</p>

	政策の達成目標	空き地等の有効活用を促進し、生活環境の向上、賑わいの創出を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和5年1月1日～令和7年12月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	<p>これまで、避難指示を解除し、個々の住民が帰還できる環境を整備することを重視して、除染・家屋解体やインフラ整備を進めてきたところ。</p> <p>また、特定復興再生拠点区域においては、集中的に除染・家屋解体やインフラ整備を進め、葛尾村、双葉町、大熊町については、令和4年6月から8月にかけて避難指示が解除され、富岡町、浪江町、飯館村については、令和5年春頃の避難指示解除を目指しているところ。</p> <p>避難指示解除区域及び特定復興再生拠点区域においては、住民の帰還が進まず、地域が本来有していた生活環境の再生についても道半ばであるため、今後、移住促進施策と相まって、空き地等の活用を促進し、生活環境の向上に取り組む必要がある。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	2件/年
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、生活環境の向上が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設整備事業のために帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税） ・ 公共施設整備事業のために帰還・移住等環境整備推進法人が土地等を譲り受けた場合の特例（登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）（令和4年度予算額2.7億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算措置は、市町村や帰還・移住等環境整備推進法人が、空き地・空き家等の既存ストックを活用して行う公的施設整備（用地の取得は除く。）等を支援するものである。</p> <p>一方、本措置は、住民等に対して帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地等の利用を促進しようとするものである。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>令和2年3月までに帰還困難区域を除くすべての避難指示区域が解除されたこと、令和4年6月から8月にかけて葛尾村、双葉町及び大熊町の特定期復興再生拠点区域の避難指示が解除されたこと、令和5年春頃に富岡町、浪江町及び飯館村の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を控えていることから、これらなな状況の円滑な土地利用を促進するための措置が総合的に講じられることと考える。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>本措置により、帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、生活環境の向上が図られる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>空き地等の有効利用の促進を図ることにより、生活環境の向上を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域においては、住民の帰還等が進まない一方で、家屋解体等の進展により空き地等が多く存在し、その有効な活用方策が見いだせない状態が続いている。 今後は、住民の帰還に加えて、新たな住民の移住等の促進が必要であり、移住促進施策と相まって、空き地等の利用促進を進める必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>			<p>令和元年度：創設 令和2年度：延長 令和3年度：拡充</p>

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省）

項目名	福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置											
税目	所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税											
要望の内容	<p>・特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立（令和5年4月予定。以下「機構」という。）に伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>・特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得税（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ○法人税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ○消費税（消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用） ○印紙税（非課税措置を適用（印紙税法別表第二）） ○登録免許税（非課税措置を適用（登録免許税法別表第二）） <table border="1" data-bbox="874 831 1476 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲ 510.7</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲ 510.7	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	▲ 510.7	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改正増減収額）	（ —	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行う機構を新たに設立することにより、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>原子力災害に見舞われた福島浜通り地域等においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の取組など、引き続き多くの課題が残されており、こうした中長期的な対応が必要な原子力災害からの復興・再生については、引き続き、国が前面に立って取り組むこととしている。</p> <p>このような背景から、「国際教育研究拠点の整備について」（令和2年12月18日復興推進会議決定）において、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設することを決定。また、令和4年3月、機構の基本的な考え方や機能を定めた「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）を策定。令和4年2月、機構の設立に向けた、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月に成立。機構を令和5年4月に設立することを予定している。</p> <p>機構は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発や成果の普及、人材の育成等を行うこととしている。具体的には、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。加えて、企業や関係機関を巻き込みながら研究開発の成果の実用化・新産業創出に着実につなげるとともに、大学院生や地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象とした人材育成の取組を行う。こうした研究開発や産業化、人材育成について、機構を設立することで、その動きを加速していく。</p> <p>本機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立	
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人（機構）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に研究開発等の事業を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である福島をはじめとする東北の復興や研究等に支障を及ぼしかねない。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	（地方税） ○法人住民税（法人税割）（法人税法別表第一の公共法人として非課税措置を要望） ○事業税（地方税法第72条の4の非課税の法人として要望） ○地方消費税※消費税（国税）と連動した要望 ○不動産取得税（地方税法第73条の3による非課税措置を要望） ○固定資産税（地方税法第348条第6項による非課税措置を要望） ○都市計画税（地方税法第702条の2による非課税措置を要望） ○事業所税※法人税（国税）と連動した要望
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加え、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。

		要望の措置の妥当性	<p>機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島地方公共団体のみが出資できていることとしている極めて公共性の高い法人である。</p> <p>なお、同様の業務等を担う国立研究開発法人は税制上の優遇措置を受けていることから、機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くこととなる。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省)

項 目 名	福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置											
税 目	所得税、法人税、相続税											
要 望 の 内 容	<p>・ 特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立（令和 5 年 4 月予定。以下「機構」という。）に伴い、機構に対する個人・法人からの寄附金について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 機構に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の課税標準の特例措置の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除（所得税） ・ 寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人税） ・ 機構へ相続財産を贈与した場合に、課税価格の計算の基礎への不算入（相続税） 											
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">▲ 1.2 百万円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right;">(— 百万円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right;">(— 百万円)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(1) 政策目的 新たに設立される機構は、福島 of 創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行い、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するものである。</p> <p>本要望は、機構への寄附に対して税制上の優遇措置を講じることにより法人等からの寄附を促進し、研究開発等に必要な資金収入の確保を図るとともに、研究開発等を通じて新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 「福島国際研究教育機構基本構想」（令和 4 年 3 月 29 日復興推進会議決定）において、国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成を実施する機構は、福島の創造的復興に不可欠な拠点となることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計による予算措置の終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることが定められた。また、同基本構想においては、機構は寄附金の受入れ等を活用して、財源の確保に取り組むことも定められている。</p> <p>このように機構が寄附金等の外部資金を積極的に獲得し、研究開発等に必要な資金を確保することは非常に重要であることから、機構に対する法人や個人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>			平年度の減収見込額	▲ 1.2 百万円		(制度自体の減収額)	(— 百万円)		(改正増減収額)	(— 百万円)	
平年度の減収見込額	▲ 1.2 百万円											
(制度自体の減収額)	(— 百万円)											
(改正増減収額)	(— 百万円)											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立	
	有効性	要望の措置の適用見込み	1法人（機構）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「福島国際研究教育機構基本構想」において、東日本大震災復興特別会計終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることとしており、税制上の措置を講ずることにより、機構への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による機構の自己収入を増大させることで、財政運営を国費のみに依存することなく、研究開発等に必要な資金収入の拡充を図り、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	機構への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を要望。 ・寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税） ・寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構に対する寄附金等の外部資金の獲得と、国の予算措置を一体的に実施し、研究開発等に必要な資金を確保することで、機構において、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
要望の措置の妥当性		機構は福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして研究開発等の業務を行うが、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できていることとしている極めて公共性の高い法人であり、機構に寄附を行う法人・個人に対して、税制上の優遇措置を受けられるよう要望することは妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(復興庁・農林水産省・経済産業省)

項目名	被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長																	
税目	所得税、法人税																	
要 望 の 内 容	<p>(1) 現行制度の概要 個人又は法人が、令和 5 年 3 月 31 日までの間に、①東日本大震災により、滅失し、または損壊した一定の建物、構築物又は機械若しくは装置等に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合、②建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合にその取得価額の一定割合の特別償却ができる。</p> <p>(制度経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度 創設 ・平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長 ・平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長 <p>(2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（令和 5 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとする。措置の内容は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">減価償却資産の種類</th> <th style="width: 30%;">特別償却の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置、船舶（漁船）</td> <td style="text-align: center;">24%</td> </tr> <tr> <td>建物又は構築物（増築部分を含む）</td> <td style="text-align: center;">12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 中小企業者等以外の法人の特別償却の割合は、機械及び装置、船舶（漁船）：20%、建物又は構築物（増築部分を含む）：10%。</p> <p>【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2 ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">(-</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(-</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> </table>			減価償却資産の種類	特別償却の割合	機械及び装置、船舶（漁船）	24%	建物又は構築物（増築部分を含む）	12%	平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	(-	百万円)	(改正増減収額)	(-	百万円)
減価償却資産の種類	特別償却の割合																	
機械及び装置、船舶（漁船）	24%																	
建物又は構築物（増築部分を含む）	12%																	
平年度の減収見込額	-	百万円																
(制度自体の減収額)	(-	百万円)																
(改正増減収額)	(-	百万円)																

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。</p> <p>また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、帰還困難区域の一部で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 事業活動の状況</p> <p>企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2.10)、宮城県 80% (R3.3)、福島県 84% (R4.6) となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R4.3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 82)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 6 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。</p> <p>(※) 岩手県、宮城県及び福島県の市町村に対して実施したアンケート調査結果 (R3.4) 地方税の同種の特例措置である被災代替償却資産に係る固定資産税の特例について、市町村に対して実施した適用実績の調査結果によると、適用実績は減少傾向にあるものの、現状においても一定数の適用がある。(H30: 180 件、R 元: 58 件、R2: 94 件)</p> <p>東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R3.8) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、40%と半数に満たない。</p> <p>② 面整備の状況</p> <p>事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 5 年度以降、約 338ha の供給予定となっている。</p> <p>また、復興道路・復興支援道路は、令和 3 年 12 月に全線開通しており、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和 3 年 3 月で 85%となっている。</p> <p>このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長を要望する。</p>
<p>今回の要望 (租税特別措置) に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>■東日本大震災復興加速化のための与党第 8 次提言 (令和元年 8 月 5 日総理手交) (抄)</p> <p>Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」</p> <p>3 産業・なりわいの再生</p> <p>○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。また、2020 年度末で期限を迎えるその他の復興関連税制についても、他の災害関連税制の実例等も踏まえ、延長、廃止等の検討を開始すること。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定) (抄)</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>(2) 法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地

			<p>域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</p> <p>また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。</p> <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間 復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>(2) 原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(5) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進」</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>延長期間 2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標に同じ</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の被災12市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：86%（令和2年10月1日現在） ・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80%（令和3年3月31日現在） ・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：84%（令和4年6月20日現在）
<p>有効</p>		<p>要望の措置</p>	<p>令和5年度 47件 令和6年度 47件</p>

	適用見込み	
	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
	当該要望項目以外の税制上の措置	復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条から第40条まで）
	予算上の措置等の 要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と 要望項目との関係	—
	要望の措置の 妥当性	本特例措置は、被災代替資産等を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例措置は課税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の 適用実績	—
	租特透明化法に基づく 適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による 効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの達成 度及び目標に達してい ない場合の理由	—

<p style="text-align: center;">これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設 平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期限を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長 平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長 令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長 令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長</p>
---	--

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(経済産業省 ・ 内閣府 ・ 復興庁 ・ 総務省 ・ 文部科学省 ・ 厚生労働省 ・ 農林水産省 ・
国土交通省 ・ 環境省 ・ 防衛省)

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	
税 目	所得税 (租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、 租税特別措置法施行規則第 5 条の 6) 法人税 (租税特別措置法第 42 条の 4、 租税特別措置法施行令第 27 条の 4、 租税特別措置法施行規則第 20 条)	
要 望 の 内 容	<p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般型のインセンティブ強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 (2 年間延長 (令和 6 年度末まで)) ○試験研究費の額が平均売上金額の 10% 超の場合の上乗措置の適用期限の延長 (2 年間延長 (令和 6 年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が 9.4% 超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長 (2 年間延長 (令和 6 年度末まで)) ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等 	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(精査中) 百万円 (▲ 505,300 百万円) (▲ 24,000 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対GDP比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主要国と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとは言えない状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直ししていく必要がある。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・ 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）〔令和4年6月7日閣議決定〕 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～ (3) スタートアップ（新規創業）への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技术の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画〔令和4年6月7日閣議決定〕 Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする—〔令和4年6月22日中小企業政策審議会 総会〕 第4章</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	---

		<p>(略) 世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を發揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。(略) こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p>																																			
	政策の達成目標	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p>																																			
	租税特別措置の適用又は延長期間	<p>○一般型のインセンティブを強化 ○ オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○ サービス開発の要件の見直し ○ オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 (以上、適用期限の定めなし) ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 ○ 中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (2 年間))</p>																																			
	同上の期間中の達成目標	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。</p>																																			
	政策目標の達成状況	<p>○公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業における投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移 (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：総務省「科学技術研究調査」)</p>		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比 (%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比 (%)																															
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																															
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																															
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																															
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																															
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○令和 5 年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型 3,698 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 692 件／事業年度 																																			
	要望の措置	<p>経済波及効果の試算</p>																																			

		<p>の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度減収額 5,053 億円 ↓ 研究開発税制等による研究開発投資押し上げ効果 研究開発税制等の研究開発投資押し上げ効果：5,851 億円 令和2年度～令和12年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3兆5,093 億円 <p>(出典：経済産業省「令和3年度産業技術調査事業（研究開発税制の今後の在り方に関する調査）」)</p> <p>研究論文 (Kasahara et al. (2014)) によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																																			
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率 (2019)</p> <table border="1" data-bbox="549 1435 1302 1809"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制</th> <th>補助金等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>9.98%</td> <td>2.05%</td> <td>12.03%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>11.37%</td> <td>12.33%</td> <td>23.70%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>33.01%</td> <td>8.14%</td> <td>41.15%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.00%</td> <td>6.97%</td> <td>6.97%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>28.39%</td> <td>11.09%</td> <td>39.48%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>12.23%</td> <td>16.50%</td> <td>28.73%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>6.85%</td> <td>5.65%</td> <td>12.50%</td> </tr> <tr> <td>7カ国平均</td> <td>14.55%</td> <td>8.96%</td> <td>23.51%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：OECD Main Science and Technology Indicators)</p> <p>※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を2019年可決、2020年1月から施行。</p>		研究開発税制	補助金等	合計	日本	9.98%	2.05%	12.03%	米国	11.37%	12.33%	23.70%	英国	33.01%	8.14%	41.15%	独国	0.00%	6.97%	6.97%	仏国	28.39%	11.09%	39.48%	韓国	12.23%	16.50%	28.73%	中国	6.85%	5.65%	12.50%	7カ国平均	14.55%	8.96%
	研究開発税制	補助金等	合計																																			
日本	9.98%	2.05%	12.03%																																			
米国	11.37%	12.33%	23.70%																																			
英国	33.01%	8.14%	41.15%																																			
独国	0.00%	6.97%	6.97%																																			
仏国	28.39%	11.09%	39.48%																																			
韓国	12.23%	16.50%	28.73%																																			
中国	6.85%	5.65%	12.50%																																			
7カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%																																			

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。</p> <p>大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。</p> <p>そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>① 減取額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p><一般型> 平成 30 年度 5,751 億円（57 億円） 令和 元年度 5,192 億円（101 億円） 令和 2 年度 4,737 億円（132 億円）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 30 年度 357 億円（357 億円） 令和 元年度 287 億円（286 億円） 令和 2 年度 208 億円（206 億円）</p> <p><高水準型> 平成 30 年度 23 億円（1.2 億円） 令和 元年度 6.7 億円（0.3 億円） 令和 2 年度 -1 億円（-1 億円）</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 30 年度 84 億円（3.7 億円） 令和 元年度 88 億円（4.0 億円） 令和 2 年度 108 億円（4.5 億円）</p> <p>② 適用事業者数（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p><一般型> 平成 30 年度 3,822 法人（1,017 法人） 令和 元年度 3,598 法人（1,010 法人） 令和 2 年度 3,504 法人（1,024 法人）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 30 年度 5,690 法人（5,674 法人） 令和 元年度 5,478 法人（5,463 法人） 令和 2 年度 5,164 法人（5,148 法人）</p> <p><高水準型></p>

		<p>平成30年度 149 法人 (110 法人) 令和元年度 96 法人 (79 法人) 令和2年度 -法人 (-法人)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成30年度 580 法人 (283 法人) 令和元年度 554 法人 (254 法人) 令和2年度 562 法人 (281 法人) (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※前回要望時（令和3年度税制改正要望時）における令和2年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項 42条の4</p> <p>②令和2年度適用件数（うち、資本金1億円以下の法人分） (1) 一般型：3,504 法人 (1,024 法人) (2) 中小企業技術基盤強化税制：5,164 法人 (5,148 法人) (3) オープンイノベーション型：562 法人 (281 法人)</p> <p>③令和2年度適用額（うち、資本金1億円以下の法人分） (1) 一般型：4,737 億円 (132 億円) (2) 中小企業技術基盤強化税制：208 億円 (206 億円) (3) オープンイノベーション型：108 億円 (4.5 億円)</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○企業の研究開発費の推移（うち、資本金1億円未満の企業分）</p> <p>平成26年度 135,864 億円 (5,141 億円) 平成27年度 136,857 億円 (4,404 億円) 平成28年度 133,183 億円 (4,357 億円) 平成29年度 137,989 億円 (3,955 億円) 平成30年度 142,316 億円 (3,809 億円) 令和元年度 142,121 億円 (4,077 億円) 令和2年度 138,608 億円 (4,261 億円) (出典：総務省「科学技術研究調査」)</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.59%となっている（総務省「科学技術研究調査」）</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分…25%税額控除 昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分…25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除 昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算 平成5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設</p>

		(共同試験研究促進税制の創設)
平成 6 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)
平成 7 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)
平成 9 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加)
平成 11 年度	拡充	比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試 験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額と し、当期の試験研究費の額を超える場合に は、その比較試験研究費の額を超える部分の 金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改 組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額(特別試験研究の額がある場合には、 その支出額の 15%相当額を加算することと し、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑 化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試 験研究機関等に該当する特定独立行政法人と の共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造 協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 (総額型)の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設。
	縮減	税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制 度(増加型)の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控 除する制度(高水準型)の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後 の同法に規定する試験研究独立行政法人と共 同して行う試験研究に係る費用及び同法人に 委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	(経済対策)総額型等について①控除上限の 引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過 額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置 (22 年度末まで)。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (23 年度末まで)。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上 げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	(平成 23 年 6 月再つなぎ法) 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上

		<p>げる措置を延長（23年度末まで）。</p> <p>平成24年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（25年度末まで）。</p> <p>平成25年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26年度末まで）</p> <p>平成26年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を3年間延長（28年度末まで）</p> <p>増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大30%まで）に改組。</p> <p>平成27年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度（O1型）をあわせ、控除上限を30%（総額型25%、O1型5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。</p> <p>O1型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。</p> <p>縮減 繰越控除制度の廃止。</p> <p>平成29年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入（控除率の一部は30年度末まで）。</p> <p>売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30年度末まで）。</p> <p>中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30年度末まで）。</p> <p>試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。</p> <p>O1型の要件を緩和。</p> <p>延長 高水準型の適用期限を2年間延長（30年度末まで）。</p> <p>令和元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ</p> <p>総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。</p> <p>高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。</p> <p>ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで）</p> <p>令和3年度 拡充 一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げ（2年間）</p> <p>※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。</p> <p>一般型の控除率を見直し増加インセンティブ</p>
--	--	---

	<p>を強化。</p> <p>自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。</p> <p>特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。</p> <p>縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）</p>
--	--

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省・復興庁）

項 目 名	農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置		
税 目	登録免許税（措法77条、震災特例法40条の2の2）		
要 望 の 内 容	<p>農業を営む者が、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）に規定する農用地利用集積等促進計画（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）に規定する農用地利用集積等促進計画を含む。）により農用地区域内の土地（農用地、混牧林地、開発して農用地とすることが適当な土地）を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（20/1000→10/1000）の適用期限を2年延長すること。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	（	— 百万円 — 百万円 — 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

担い手への農地の集積・集約化と農地の確保

(2) 施策の必要性

- ① 農林水産省では、令和3年5月25日の「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」において、農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（目標地図）の実現に向けた貸借等を、強力に促進する措置を講ずることを公表したところである。
- ② この方向性に基づき、令和4年5月に成立した、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、ア 人・農地プランを法定化（地域計画）し、地域の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、イ 地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくこととしている。
- ③ 本改正に伴い、地域計画の実現等に資するため、農地バンクが地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分できるよう、農用地利用集積計画・農用地利用配分計画を統合し、農用地の利用権設定等や、農作業の受委託も対象とした「農用地利用集積等促進計画」が創設された。
- ④ 農用地利用集積等促進計画は、機構法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果を有するものである。今後とも農地の集約化等を進める意欲ある担い手の農業経営の発展を支援していくために、農用地利用集積等促進計画による農地取得の際の費用負担を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。
- ⑤ また、意欲ある担い手に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。

ア 食料・農業・農村基本法

第二十一条

国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

第二十三条

国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

「農業構造の展望」における望ましい農業構造の姿として、担い手への農地集積が8割であることを明記。

ウ 農業経営基盤強化促進法第31条

国及び都道府県は、この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

エ 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 農地集積・集約化と農地の確保</p>
		政策の達成目標	今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が、「担い手」によって利用される。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長
		同上の期間中の達成目標	担い手の利用する農地面積の割合を 8 割（現状は約 6 割）に拡大していく。
		政策目標の達成状況	令和 4 年 3 月末における担い手への農地集積率は 58.9%となっている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	(令和 5 年度見込み) 適用件数： 11,116 件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>令和 5 年度の農地の有償所有権移転見込件数（約 49 千件）のうち、農用地利用集積等促進計画における有償所有権移転見込件数（約 14 千件）の占める割合は約 3 割となる見込み。</p> <p>また、令和 5 年度の農用地利用集積等促進計画による有償所有権移転見込件数（約 14 千件）のうち、本特例措置の適用となる件数は約 11 千件となる見込みであり、農用地利用集積等促進計画による農用地の円滑な権利移動を促し、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日）に掲げる目標達成に寄与する。</p> <p>※ 令和 5 年度の見込みは、平成 29 年度～令和元年度の実績から推計。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の課税標準の特例（不動産取得税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成（農地中間管理機構事業の令和 4 年度予算額 35 億円の内数）

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>担い手が利用する面積が全農地の8割となるよう農地集積を推進する。 農地中間管理機構の農地取得に伴う負担軽減を図り、担い手の円滑な農地取得を実現するために、予算上の措置は農地中間管理機構に対して買入資金に係る利子を助成し、税制は担い手が農地を取得する場合の取得後の登録免許税を軽減するという役割分担となっている。</p>												
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進するためのインセンティブとなるものである。 また、税制措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。 なお、本特例措置の適用対象は、機構法に基づく農用地利用集積等促進計画の場合は、農地中間管理機構が作成し、都道府県知事が認可・公告する公的な計画に基づく土地の譲渡であり、福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画の場合は、福島県知事が作成及び公告を行う公的な計画に基づく土地の譲渡である。 また、農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定しており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。</p>												
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用実績</p> <table border="1" data-bbox="563 1077 1469 1323"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>10,502</td> <td>11,415</td> <td>11,387</td> </tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td> <td>28</td> <td>31</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額（法務省・登記統計による。）</p> <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>対象外</p> <p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p> <p>令和元年度の農地の有償所有権移転件数（49,132件）のうち農用地利用集積計画による移転件数（14,728件）の占める割合は約3割となっており、農用地利用集積計画による有償所有権移転件数（14,728件）のうち、約8割（11,415件）が本特例措置の適用対象となっている。 ※有償所有権移転件数は、「令和元年 農地の権利移動・借賃等調査」により算出。 特に、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が定着しており、担い手による農地の購入ニーズがあるものの、直ぐに資金を確保できない場合など、農地を譲渡したい離農者等から一旦機構が買入れ、その後担い手に売り渡す形で集積することができる。 従来、個々の要望に応じた農用地利用集積計画による相対の権利設定を重ねても予定調和的に集約化等を実現することは困</p>	区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	件 数	10,502	11,415	11,387	減税額 (百万円)	28	31	31
区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度												
件 数	10,502	11,415	11,387												
減税額 (百万円)	28	31	31												

		<p>難であることから、地域計画の実現等に資するため、今般の基盤法等改正に伴い、農地バンクが地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分するための農用地利用集積等促進計画を創設したところ。これは、担い手への更なる農地の集約化等に寄与するものであり、担い手の農地取得の際の費用負担を軽減することができる本措置は手段として有効である。</p>																			
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>今後 10 年で、全農地面積の 8 割が「担い手」によって利用される。</p>																			
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和 4 年 3 月末における担い手による農地の利用面積は約 256 万 ha、全耕地面積（約 435 万 ha）に占める割合は約 6 割（58.9%）にとどまっている。今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。</p>																			
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 56 年度創設 平成 3 年度以降 2 年ごとに期限延長を要望 令和 3 年 福島特措法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置 令和 4 年 農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、機構法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置</p> <table border="1" data-bbox="568 1120 1485 1294"> <tr> <td>昭和 56</td> <td>58</td> <td>60</td> <td>62</td> <td>平成元</td> </tr> <tr> <td>9/1000</td> <td>12/1000</td> <td>16/1000</td> <td>20/1000</td> <td>25/1000</td> </tr> <tr> <td>平成 15</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>令和 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8/1000</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> <td></td> </tr> </table>	昭和 56	58	60	62	平成元	9/1000	12/1000	16/1000	20/1000	25/1000	平成 15	29	31	令和 2		8/1000	10/1000	10/1000	10/1000	
昭和 56	58	60	62	平成元																	
9/1000	12/1000	16/1000	20/1000	25/1000																	
平成 15	29	31	令和 2																		
8/1000	10/1000	10/1000	10/1000																		